

平成23年

第10回飯舘村議会臨時会会議録

自 平成23年11月2日  
至 平成23年11月2日

飯 舘 村 議 会

平成23年第10回飯館村議会臨時会会期日程（案）

（会期1日間）

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	11. 2	水	本会議	午前10時	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 議案審議</p> <p>閉 会</p>

平成23年11月2日

平成23年第10回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

平成23年第10回飯舘村議会臨時会会議録(第1号)						
招集年月日	平成23年11月2日(水曜日)					
招集場所	飯舘村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成23年11月2日 午前10時15分				
	閉議	平成23年11月2日 午後 1時09分				
応(不応)び 招議員及並 出席議員に 欠席議員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	松下 義喜	○	2	飯樋 善二郎	○
	3	北原 経	○	4	伊東 利	○
	5	北山 文子	○	6	佐野 幸正	○
	7	菅野 義人	○	8	大和田 和夫	○
	9	大谷 友孝	○	10	佐藤 八郎	○
	11	志賀 毅	○	12	佐藤 長平	○
署名議員	4番 伊東 利		5番 北山 文子		6番 佐野 幸正	
職務出席者	事務局長 但野 誠		書記 菅野 久子		書記 今井 一起	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 栄	○	住民課長	大久保 昌憲	○
	健康福祉課長	菅野 司郎		産業振興課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	高橋 一清	○	教育委員長	佐藤 眞広	○
	教 育 長	廣瀬 要人	○	教育課長	愛澤 伸一	○
	生涯学習課長	浜名 光男	○	代表監査委員	渡邊 守男	
	農業委員会 会長	菅野 宗夫	○	農業委員会 会長	高橋 一清	○
選挙管理委員会 委員 長	齊藤 次男		選挙管理委員会 書記 長	中井田 栄	○	
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年11月2日(水)・午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 議案第76号 平成23年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 5 議案第77号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例



( )

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（佐藤長平君） ただいまの出席議員12名、定足数に達しておりますので、これより平成23年第10回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前10時15分）

議長（佐藤長平君） 教育委員長からあいさつをしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

教育委員長（佐藤眞広君） このたび、教育委員長に就任いたしました佐藤眞広でございます。全村避難の大変困難な時期に教育委員長を務めることとなり、その重責に身の引き締まる思いであります。教育委員長として本村教育の充実、振興に誠心誠意努めることをお誓い申し上げ、教育委員長就任のごあいさつといたします。

### ◎開議の宣告

議長（佐藤長平君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（佐藤長平君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野 誠君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件1件、条例案件1件であります。

次に、本日議会運営委員会が本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から9月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤長平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 伊東 利君、5番 北山 文子君、6番 佐野幸正君を指名します。

### ◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤長平君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### ◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤長平君） 日程第3、村長提出の議案第76号及び議案第77号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日、ここに平成23年第10回飯館議会臨時会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の村議会臨時会には懸案でありました小学校仮設体育館の早期着工と東日本大震災に伴う村税の減免など緊急を要する案件が生じたので、臨時議会を招集させていただきました。

それでは、提出いたしました議案につきましてご説明をいたします。

議案第76号は、平成23年度飯館村一般会計補正予算（第8号）でございます。既定予算の総額に2億2,288万5,000円を増額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を57億950万8,000円といたしました。

歳出の増額内訳は、総務費として総務管理費が6,507万9,000円です。それから選挙費が62万8,000円、衛生費として清掃費が86万8,000円、消防費として消防費1億5,631万円を計上いたしました。なお、これらを賄う財源といたしましては地方交付税、県の支出金、寄附金などを充当するものであります。

議案第77号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の制定でございます。制定内容は平成23年度の個人村民税、固定資産税、軽自動車税の減免をするるとともに納期の制定を行うものであります。

主なものとして、個人村民税の減免は平成22年の合計所得金額が1,000万円以下のものに対し合計所得金額に応じて減免するものであります。納期は個人村民税、固定資産税ともに第1期が12月、第2期が1月、第3期が2月、第4期が3月となり、軽自動車税は12月の納期の制定でございます。

以上が提出しました議案の概要であります。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時23分）

議長（佐藤長平君） 議案審査のため、引き続き休憩をいたします。再開は11時といたします。

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

#### ◎日程第4、議案第76号 平成23年度飯館村一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤長平君） 日程第4、議案第76号平成23年度飯館村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） 今回の補正の中で6月でとった自治組織運営交付金ということでやっ

ていますけれども、この間の開催されている懇談会の中でなり村民からの寄せられた声の中では余り仮設公営宿舎と借り上げ住宅との関係において非常に支援物資もそうですけれども、自治組織の関係における部分でもこういうふうになら不公平になっていくということで、非常にそういう不満の声があるんですけれども、村長が言う2年で云々の話なり子供なり若者は5年というお話なりからしてそういう部分での入っている住居において差をつけるようなことをなるべくしない方がいいのではないかと。そういう意味では懇談会の中で村長も答弁しているように、今後配付する支援物資もあればある箇所を決めて取りにきていただいでいくと、公平感、不公平をなくしていくという答弁もありましたけれども、自治組織については職員は今までの倍以上働いているので今以上な自治組織運営は難しいのではないかとという一貫した姿勢のようなんですけれども、そうではなく、ある一定の福島のだこの地内ならどこ地内、そういう部分で同じような形での自治組織づくりをやるべきではないかと思うんです。そういうことで、帰村なり復興に向けて村民の意思を高めていく、共通認識を持っていく、ビジョンをきちんと示していく、信頼関係を盛り上げていくという部分が大事ではないかと思うんですけれども、その辺を伺っておきます。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおり、ある程度公平という話にはなかなか思うようにいっていないとこういうことでありますので、今いろいろな会議の中で若干の方向転換を今話し合っているところであります。ただ、借り上げ住宅、住民の7割が入っている借り上げ住宅のそれぞれの地域の自治組織をつくるということになりますと、つくる形は我々としてできるだろうと思いますが、ではつくられた中での役員の皆さん方がどういうふうにするかといった場合に、仮設とか雇用促進住宅ならば動きはできるだろうと思いますが、なかなか選ばれて役員になった方も大変ではないかこのように思っていますので、こちらの方で年に何回かそういう集まりをご案内を申し上げて、いろいろな情報を流させていただいたり、あるいはいろいろな事業とかイベントとかをやりますからどうぞご参加くださいとこういう形でないと選ばれた自治組織の役員が大変ではないかこのような話で今のところいるとことであるので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

10番（佐藤八郎君） 中央集権はやめるべきだと思うんです。こういうときこそそういう形でない丁寧な、みんながある一定の部分で寄り添う。大変か大変でないかはその地区の方々が集まっていたら、そういう要求がある場合はきちんと対応していくというのが行政責任の果たす役割ではないか。大変だからこっちに集まってやってもらうというだけで7割の村民の方を突き放すというやり方はいかかなものかと思うんです。

村長（菅野典雄君） こちらに集まってもらうというつもりではなく、今の座談会をやっているような形で、例えば福島市でしたら南の方と北の方とかでお集まりをいただいてという方がいいのではないかとということなんです、これから住民の皆様方に聞いてみまして、そういう借り上げ住宅の中も代表なり役員を決めていただいて、そこでいろいろな事業をしてくださいという方がいいということになれば私らの方としては何らやぶさかではありませんので、住民の皆様方、あるいは区長さん方にいろいろ聞いてみたいというふうに思っています。以上です。

10番（佐藤八郎君） 少ない金額にしろ、今回も320万円の運営交付金があるわけです。これ



は3割の村民の運営資金交付金となって、7割の村民のかかわらざらないところでありま  
す。こういう流れが続いていきますと、どうしても7割の方々はおれは村でも相手にして  
くれないんだという部分になっていく。そういうものをそうではない方向にもっていくた  
めにはそれなりの今まで、職員が今までの倍働いているということからして大変かとは思  
いますけれども、その辺はきちんと有事のときですからここで踏ん張らないと大変ではな  
いかと考えているものですから、希望ある地域においては同じような対応をすべきではな  
いか。

村長（菅野典雄君） ですから、決して作りたくないとかそんなことでは全くございません  
ので、村民の立場を考えてということではありますが、今おっしゃったようなことの方がい  
いということになればこれから、今回は第1回目ということで5ヵ所でお集まりをいただ  
いたわけでありまして、第2回、第3回がありますから、第2回の中でそのような  
話はできるのではないかとこのように思っています。その辺、村民の声などを第2回目ま  
でに拾っていきたい、このように思っています。

10番（佐藤八郎君） 第2回目は春からときのう村長言った、おとといだか言っていました  
けれども、春からとはいつからなんですか。4月からの話ですか。

村長（菅野典雄君） そういうつもりはありません。何せ、12月いっぱいはこちらでご説明に  
歩かなければなりませんし、12月中に議会があるわけでありまして、なかなか村として  
は年度内というのは無理だろう、年内というのは無理だろうというふうに思っていますから、  
年が明けてからとこのようにありまして、4月、5月、6月だという話ではございま  
せんので、できるだけ早くまた次の説明会などもやっていければというふうに思っていま  
す。

10番（佐藤八郎君） 第1回終わらないうちにおいてもきちっとみんなでやっていくんだと  
いうことを発信すべきだと思うんです。今借り上げの中でもそういう声はあるんです。私  
の方でもある一定の地域で相談してやろうじゃないか、それは認められるのだろうという  
のがあるわけですから、そういうものを仮設と公営宿舎と同じような考えをきちんと提案  
をすべきではないですか。そういう中で希望があったところは春からとか5月、7月にな  
らないなどという話ではなく、すぐにでもやって多くの声を寄せていただいて、寄り添っ  
て一緒にやっていくというのが筋ではないでしょうか。

村長（菅野典雄君） ある意味での小さな地区でみずからというのは大変理想的な話でありま  
すから、大いに結構だろうと思いますし、その事業の中にそういう組織を組み入れるとい  
うのも私はいいのではないかとこのように思います。ただ、そうなりますとまたそこにな  
かなか組織のつukれない方がどのようなお話が出てくるのか、その辺も考えていか  
ないと今おっしゃったような趣旨に反するということにもなりますので、その辺、もうち  
よっと住民の声なりあるいは内部で検討させていただきたいというふうに思っています。

6番（佐野幸正君） 17ページの需用費なんです、修繕料。仮設住宅の手すり450ヵ所、段差  
改修、この辺、詳しく説明、お願いしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 仮設住宅の修繕の部分でございまして、説明でお話ししまし  
たとおり、現在の仮設住宅でいろいろな課題が出されております。一応、仮設におきまして

は県が所管するという部分でございますが、なかなか県の方も動いていただけないという部分がございます、今回仮設住宅におきまして手すりの設置、あとは段差解消の部分の修繕を行っていききたいということでございます。それで、戸数の方もございましたが、全戸という部分ではないと思いますので、7割とか4割程度を計上しながら今回補正を上げたということでございます。以上であります。

6番（佐野幸正君） 段差解消、手すり、どこへつけるのかということもお聞きしたいと思います。

産業振興課長（中川喜昭君） 統一的につける場所とかはまだこちらでは考えておりません。入居者の方々のご希望があるかと思っておりますので、それらの声を聞きながら修繕してまいりたいと思っております。以上です。

6番（佐野幸正君） さっぱりわからない。そんなことでは何でこんな金額が出たりするのか。

産業振興課長（中川喜昭君） 手すりにおきましては、例えば室内に欲しいとか入り口に欲しいとかと希望がいろいろあるかと思っております。一応450戸という数字、先ほど言いましたが、一応平らく見て1カ所ということで、1カ所当たり1万7,000円の修繕料がかかるということで、その設置料がかかるということでの積算で、手すりにおきましては803万2,000円、あと段差解消です。主にふろの部分が今高くなったりしてなかなか入りにくいという声がありましたので、4割程度を見まして245戸で1カ所当たり7,570円という形で積算をしているところでございます。

6番（佐野幸正君） 私も仮設に入っていますから手すりつけるのは一番要だと思っているのはふろ入ったとき深いものだから手すりがないとちょっと大変だということは考えています。あと、段差というのは今廊下からトイレ、浴室に行くところ、そこがちょっと高くてつまづくんですが、あの段差解消というのはなかなか構造的にできないのではないかと。また、ふろのところもそれもなかなか段差というのはどんなふうにするのかちょっとわからないけれども、難しいのではないかとこう私は考えていますが、その辺、どうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しのとおり、その仮設仮設でいろいろ問題があるかと思っておりますので、先ほど申しましたように、それぞれの仮設で要望している箇所を十分に聞いて、よりよい方向に進めていきたいというふうに思っております。以上です。

6番（佐野幸正君） その修繕料で手すり、段差も重要なところですが、周りから冬になれば床下、あそこに非常に風が入ってきて非常に寒くなるというふうに考えられますが、その辺はどうでしょうか。

産業振興課長（中川喜昭君） お質しのとおり、冬対策ということでいろいろな要望が今村の方にも出されております。そういう声を聞きまして、今のところ県の方に要望ということで上げさせていただいておきまして、県の方でも冬期対策という部分では対応していただけるということで、例えばトイレが今冷たい状態になっておりますから暖房付きの便座にするとかそういう形で冬期対策についても検討しているということでございます。この部分については県の方をお願いをしているというところでございます。以上です。

6番（佐野幸正君） それでは、工事請負費のサポートセンターの周辺緑化工事、どんなふう

な緑化するんだかわからないんですが、第1仮設のところでは木植えるなんてちょっと聞いたものだから、これにはみんな木なんか植えてもらってのでは困るなんていう話が非常に多いです。その辺、どうなっているんでしょうか。

健康福祉課長（菅野司郎君） 当初あそこ何もないということでありまして、利用者の方にいやしの空間をとということでありまして、周りを緑化したいということでは計画してはいたんですが、確かに話聞きますと高い木はだめだとかというのがありますものですから、入っている方と利用者の方とこれから話をさせていただいて、どの程度のものかということは今後決めていきたいというふうに思っているところであります。ただ、落葉樹とか針葉樹とか低木というものがありますものから、その辺である程度のことで、あと撤去された場合に移動が簡単なものというようなことで今考えているところです。

村長（菅野典雄君） これは私、県の方にお願いをしたところですが、県の方は出せないということで自前ですと出すという形になったわけでありまして、ご存じのように、ほとんど仮設は殺風景であります。これも仕方がない、避難生活ですからとこういうふうに思っているんですが、松川第1のところには今回サポートセンターというものが出てきて、かなりお年寄りの皆さん方が毎日いろいろな形であれを活用していただけているのではないかと。そうしますと、その近辺あたりでこれから冬の間はどうかわかりませんが、ちょっとした憩いの空間があった方が幾らかなりとも殺風景な仮設の住宅にいやしの場所ができるのではないかとこのように考えているということでありまして。木がいいか、花がいいか、あるいはどういうことがいいのか、これから皆さん方に聞いてさせていただきたいというふうに思っていますので、多分、でき上がれば皆さん方に喜ばれる形にはなるのではないかとこのように思っているところであります。以上であります。

6番（佐野幸正君） 何か要望は、結局あそこは車とか何か結構歩くものですからあそこら辺に木を植えたりすると邪魔になると言われたし、日陰になったりして結構そんなものは要らないと言って、要望がないものはつくらなくていいのではないかと思っているんですが、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 確かに要望のところをやらないで要望ないところをやっているんじゃないかという声もあるのかもしれませんが、何度も言いますように、毎日大変な避難生活をしていただいて、しかも今サポートセンターというのができたわけでありまして、その近辺が少しでも心の潤いになればということでありまして。ですから、内容的には日陰になるとかあるいは車の邪魔になるとか、そういうことは全くない形にこれからしていくということでありまして、ご理解をいただければというふうに思っています。なお、県の方が本来はやるべきことだとこのように思っていますので、今後、何かにつけてそういうちょっとした仮設の殺伐としたようなところを補えるようなことを国の方からやっていただくようにこれからはお話はしていきたいとこのように思っているところであります。

6番（佐野幸正君） 住んでいる人たちは木なんかよりグラウンドゴルフ場、ちょっとあそこに砂利のところ、砂でも盛ってもらってグラウンドゴルフ場をつくってもらいたいというのが一番要望なんです。

村長（菅野典雄君） グラウンドゴルフは前から要望がいただいておりますので、あの場所では多分狭いだろうというふうには思いまして、今の一段高いところあたりがお貸しできないのかどうかというのでちょっと福島の方に問い合わせなどを行っているところでございまして、そこがこれから舗装されるはずでありますから、その舗装の上でもちょっとした運動は十分できるのではないかと。その運動などもできるのに邪魔にはならないような形にしていく段取りをしていますので、ご理解をいただければというふうに思っています。

9番（大谷友孝君） 何点か、お伺いをいたします。15ページの消防費賃金548万5,000円でございますが、その中の一つであります。モデル除染地区の庭木、立ち木等々の補償調査費に92万円という説明がございました。全員協議会の中ではこのモデル地区に国からのこういったものの補償が見込まれていないという説明もあったわけでありましてけれども、そのような中でどのような成果を求め、またどのように生かされるおつもりなのか。

先ほども、あと17ページの修繕料でありますけれども、手すりについては7割、要望があったものの7割、段差4割ということでございますけれども、仮設、あるいは公営住宅、借り上げ等々もございましてけれども、不公平という言葉は使いたくありませんけれども、公営住宅に入っても手すりをつけたくても家主である、その場所、私が行って見たところはNTTさんでございましてけれども、その許可がもらえないということでこの手すりをつけるのに工事現場の足場のようなものを組んで対応しているというところを見てまいりました。その辺の対応等についてお尋ねをしたい。

あともう1点です。15ページの選挙費の中の委託料で投票所の駐車場の警備業務2名ずつ2カ所をお願いをするということでありましてけれども、これは外注ということになるのでしょうか。あるいは村民の方、交通指導員なりそういう方の対応を見込んでいるのかお尋ねをしたい。

副村長（門馬伸市君） モデル地区の実証事業の件でありますけれども、どのような成果ということなんですけれども、実はモデル事業の話があったときにそれぞれ区域内の皆さんに承諾をもらってということでありました。住宅等については国の方で一切見る、ただし財物、立ち木、庭木等については補償の、今回の事業の対象にはならないということだったものですから、そうしますと、私は今回のモデル実証事業が失敗すれば後はないという話をしました、環境省のチームが来て話をしたときに、ですから、実証事業、モデル事業ではなくこれは本除染だというつもりでやってもらわないと困るということで、そうしますと立ち木は補償にならないから本人の承諾が得られなかったら切れないですね。そうしますと、除染が中途半端な除染になります。そうですので、ここは村の方でどうなるかわかりませんが、立ち木、支障になるようなところは完全に除染をするためにはそういう庭木の伐採もやる必要があるということで、その対象にならないのだとすれば東京電力に請求をするようになりますけれども、そのときに村の方できちっと調査をさせていただいて判こをつけて請求できるまでの調査、その準備は村の方でしてやらないとだめだとこんなことで、成果を上げるためにはどうしてもそこまでやらないと成果は上がらないというふうに思いましたので、ぜひその辺のところを住民の皆さんにも理解していただくようお願いしましたし、議会の皆さんにも今回予算90万円ちょっとかかりますけれども、

まさしくこの実証事業が、モデル事業が今後の私は村の除染の生きる道ではないかと思っていますから、失敗は絶対に、失敗すればそれ見ろというふうに言われますので、完全に除染ができるように村の方としましてもそういうつもりで、意気込みでやっていきたいと思っておりますので、成果はそういうことで木を切らせていただくということでもあります。

産業振興課長（中川喜昭君） 2点目のご質問の公的宿舎等の手すり等の部分でございます。仮設については県が管理という部分になりますが、公的宿舎につきましてはそれぞれのN T T、あるいはN T T、あと公務員宿舎であれば国の方という形になるわけでございます。大谷議員の方からありましたように、それぞれの管理者の考え方でついたりつけられないというような状況があるというふうにも私も聞いております。その要望等、避難者支援チームの方でどのようなまとめ方しているかまで私判断しておりませんので、必要だという方々がいればそういう管理者の方々の方にもお願いしながら、できれば管理者の方でつけていただければというふうに思っているところでございますが、今後検討させていただければというふうに思っております。以上であります。

総務課長（中井田 栄君） 3点目の15ページの選挙の委託料の12万6,000円でございますけれども、外注かということでもありますけれども、外注で現在進めております。ご承知のとおり、避難でありまして、初めての選挙というようなこともあって、何があるかわからないということもありまして、警備会社の方に業務を委託していきたいというふうに考えております。

9番（大谷友孝君） 1点目のモデル除染地区の立ち木の補償でありますけれども、まさに国がやる事業でありますから、公共事業の最たるものであります。この公共事業が今回その除染だということで個人の財産が侵害されていく、こんなものは幾ら国であろうと東電であろうと許されるものではないと思うんです。当然国が責任を持ってやるといっているわけですから、そこまで含めた除染が必要なんだろう、また今懇談会の中で出されているように土地買ってくれ、いや何買ってくれの話ではないんです。庭木にはそれぞれ皆さん思い出のある記念樹でありますから、こういうものが除染という名のもとに何ら補償もされない、そういうことがあっては公の事業としてはいかがなものかというふうに思うわけがあります。ですから、ここは強く国に求め、もし国がだめであれば今この調査の副村長がいったように東電に請求をする、ここまで村が責任を持ってかかわっていくという姿勢も必要だろうと思うんです。もう一度。

副村長（門馬伸市君） 私らもそういう思いでありましたから、今までも何回も話をしてきました。何で国がモデルでやるのに支障になるものを補償にならないのかという話もしてきましたし、今の制度の中ではできないという一点張りなんです。なお、引き続き強く要望はしていきますけれども、一方ではこちらの方も進めなければなりませんので、もしそういうふうな形で最終的に補償になれば一番いいわけでもありますけれども、モデル実証が11月中旬ごろから始まるということでもありますので、一方ではそういう承諾をいただいた皆さんの心配も取り除いていかないとどうなるかわからないという話ではこれは除染になりませんので、一方では村で国の方には要望はしますけれども、そういう対策もやっていかないと住民の皆さんはでは私らは除染には協力しないといわれれば、また別な場所を選

ばなければならないということですので、ご理解いただければというふうに。強く要望はしてまいります。（「東電の請求までやってくれるのかということ」の声あり）

副村長（門馬伸市君） 請求は村ではできませんので、請求の印鑑について出すまでの書類づくりは村の方でやりたいということで、今回費用をいただいて調査をして一人一人の立ち木の、あるいは庭木の補償ができるように、請求できるように準備は村の方でしますということです。

9番（大谷孝孝君） まさにそこまでかかわっていただかないと、泣く泣く長年手入れをしてそれなりの思い出のある庭木なんだろうというふうに思うんです、その家庭においては。除染ということで一つの犠牲になってモデル事業を進めるわけでありますから、国がだめなら東電にそれなりの金額で東電に請求をできるような協力も惜しまないでやっていただきたい。そこまでやるということでありますから、お願いをしたいと思います。

また、公営住宅等々について相談をするということでありますけれども、まさに今困っているわけでありますから、その辺は早急に住民の声を把握をして、極力努力をしていただきたいと思っておりますので、もう一度答弁をいただきたい。

産業振興課長（中川喜昭君） 先ほども申しましたように、本当に困っているのが現在困っているという状況というふうに判断しておりますので、すぐ状況を確認しながら進めてまいりたいと思っております。以上であります。

7番（菅野義人君） 15ページ、先ほど議論になりました7番賃金の作業人夫モデル除染と、それから同じく15ページ、13番委託料について2点ほどお伺いをしたいと思います。

先ほどモデル除染のあり方についていろいろ議論がありました。このように今住民との懇談会をやる中で先ほど私全員協議会の中でも発言させていただきましたが、非常に除染についての不安がある中でちょっと原則的な議論なんです、この草野地区の400メートル掛ける400メートルの地区が村のモデル除染ということで場所を選定した。その一番理由、例えば線量的にどうだったのか、住宅の密集地としてどうなのか、村の今の現状を考えたときに非常に広範囲の中で汚染されている。そういう中であの地区がモデルとしてふさわしい理由についてまず見解をお伺いしたいというふうに思っています。

それから、その上の13番委託料、ホームページの更新業務でございます。先ほどの説明の中ではホームページの更新業務について1ヵ月30万円で5ヵ月間、さらに充実を図るために予算手当てをしたいと思いますということでございました。これも懇談会等、私どもも以前一般質問等で議論させていただきましたが、具体的にどのような充実を図っていくのか、以上2点についてお伺いをいたします。

副村長（門馬伸市君） 国の方からお話があったときに、村の方として1ヵ所でありますので、なかなか選ぶのに苦慮したわけですが、現在働いている人がいる場所ということもまず考えました。それで、24時間体制で消防分署あります、燃料店もあります、あぶくま信金もあそこにあります。そんな関係で、住宅もある程度戸数がある、それから公共施設の学校なども上にありますね。最初は入っていませんでしたけれども学校もある。それと、そこともう一つ、いちばん館の見守り隊あるんですけれども、そこも併せ事業で除染する予定なんです。ですから、そこが決定的なといわれれば異論があるかもしれませんが

も、今現在そういう場所で働いている地域を中心にして、まずモデルなのでやってみる。それから別な国の方ではまた新たに高線量の地区も1ヵ所きちっとやりたいという話もしています。これは第2弾、第3弾になると思いますけれども、とりあえずは草野集落、草野地区の集落の今いった消防分署、燃料等々のある、働いている人たちがいる場所を選定してはどうか。

もう一つは、住宅、山、農地とセットになってある程度の固まりがあるところということになりますと飯樋か草野かなとこういうことで、草野の方を選定させていただいたところでもあります。ただ、それが今後の、例えば除染をする場合には集落単位で多分除染していく必要があるのかと思っているんです。除染計画、これから具体的に詰めていきますけれども、ばらばらに点在するところを同時に着工していく、除染をしていくというのは非常に、予算がどれだけくるかわかりませんが、予算の関係もあります、ある程度の集落を中心にしながら除染をしていく必要があるのかなというふうに思います。山は山で林野庁の方で国有林は考えているようでもありますけれども、ばらばらに除染できるほど予算が大量にくるというふうには考えられません。ですから、これから詰めていくわけですが、そうなりますとある程度固まりの中で除染をして解除できる、戻れる環境になったときに段階的に戻ってもらうような対策も当然必要。みんな除染終わらないと帰れないというのもこれは難しい話になりますから、そういった意味では今回50何世帯対象になっていますけれども、そういう集落単位で実施をしていく場合にある程度見本になるのではないかと、モデルになるのではないかとということで草野地区を選ばせていただきました。

総務課長（中井田 栄君） 15ページのホームページの更新の内容についてでありますけれども、実は懇談会でも大分情報の公開をとというようなことでご質問等があつて、内部的にも前の議会でもホームページの更新をどういうふうにするのかというようなご質問もあつたわけですが、ご承知のとおり、我々一生懸命これまでやらせていただいたわけがありますけれども、今までのホームページの内容についてはこれまで今の内容で精いっぱいやらせてきていただいたわけですが、さらに除染の内容、あと今やっている復興の計画の内容、懇談会の内容、さらに情報公開をするに当たっては我々の専門的な力では何となくできないというような部分もあつて、今回補正予算に上げてありますように、ホームページの更新の業務を外部委託をして、そして情報の公開にさらに力を入れていきたいというようなことであります。

内容としては今ほどお答えしましたように、町内で起きている、村民が今起きている内容をタイムリーになるべく早く伝えるようにということでありますので、流れとしては今やっている、例えば復興計画の内容を簡単にまとめてそうした発言をして上司まで決済をもらって随時ホームページに更新をしていくというふうな形をとっていきたいというふうに考えております。

7番（菅野義人君） それでは一問一答で。先に除染の賃金についてなんです、モデルとしての有意性、その選定した理由についてお伺いしました。私は微妙に副村長のおっしゃることが私らの除染に対する考え方と違っている。副村長が答弁されたのは除染の必要な有意的な場所についてお話になったと思うんです。学校がある、公共施設がある、働いてい

る人がいる、今村が求められているのは要するに住環境で本当に村民が戻れる環境になるかどうかということなんです。そういう点で除染が優先的に必要な地区だからモデル事業にふさわしいという話では私はないんだろうと。本当の意味で村民が戻れる環境になるために村としてはこのモデル事業の成果を最大限生かしていくというのが本来のモデル事業の考え方ではないかと私はそういうふうに思うんです。

ちなみに、村が立てた除染計画の予算、これは国の方に要求していくんですが、住宅等除染費というのが総額で143億円の予算を村では組みました。これは要求これからしていくんですが。そのうち、住宅等に42億円、企業・公共施設に33億円、道路に47億円なんです。当然公共施設、道路に対してはかなりの金がかかるというふうに予算組んでいます。ところが、住宅については42億円という差。私は相対的にはこの住宅の住環境の除染についての見方が若干村は甘いのではないかとそのように私はこの数字からも判断するんです。それで先ほどの認識をお伺いしたんですが、どうも村民が本当に戻れるようになるかどうか知りたいという要求にこのモデル事業はなり得るのか、私はちょっと心配になってきました。再度見解を求めたいと思います。

副村長（門馬伸市君）　ここが村の本当のモデル地区になるのかということでありましてけれども、一応金額の問題もありますし、まとまったところというんですか、今回のモデル事業は住宅だけではなく農地も入っています、山も入る、道路も入るというセットのモデルがあります。ですから、住居だけということではないので、確かにご質問のように住宅も入っていますからその裏、例えば先ほどの地図の中にもありますけれども、住宅裏に山をしょっているところもあります。ですから、そこはそこで一つのモデルで住宅の裏に山しょっている、周りに居久根がある、そこを除染して、除染後の放射線量がどうなるかということもきちっと検証できますよね。ですから、戻れるだけの住居がここには入っていないじゃないかということでありましてけれども、私はここにもしっかりとそういう住居があつて居久根があつて裏山があつてというモデルになっていますから、そういう場所で十分検証できるのではないかとというふうに思っています。

それから私らは単独の住宅、各行政区1戸の住宅、先ほどの除染計画も1戸大体100万円ぐらいの形で試算していますから、多分その倍とか3倍ぐらいかかるのではないかと、実際。農家に行きますとかなり敷地が広いですから、町場の伊達とか福島でやっている100万円の話ではないと思うんです。ですから、見積もりが甘いといわれればそうかもしれませんが、これは概算の概算で組んでいますから、今回やってみればおおよその住宅の除染の1戸当たりのというのが出てくるのかなというふうに思いますから、今回除染をさせていただいて、あと先ほど村長も言いましたけれども、何が課題でこれからどういう対策が必要なのかというものもおのずと見えてくるのかなというふうに思いますから、まず今回のモデル、失敗は許されないという話をしましたけれども、まさに今回やってもだめだったなということになりますと、次は除染はないのかとこのぐらいのつもりでやっていかないと村民の皆さんから見放されるとこういうことになりますので、その辺は十分に考えながら除染計画をもっと詰めて、任せっぱなしではなく一緒になって入ってやっていきたいと思えます。



7番（菅野義人君） まさしく国の事業であって国が意図するものと村が考えること、それから村民が期待すること、私はこの事業に全部集まっているんだらうと。それで、村がとるべき方策としまして、先ほども全協でもお出し申し上げたんですが、除染する前の線量とした後の線量経過、これが国の検証とは違って村がきちつとはかっていく。その検証はぜひすべきなんだろうと思います。それと、これは伊達とか福島の方では既に住宅地等の除染についていろいろ報告あるんですが、特にセメント瓦とか古い家屋についてさびたトタン板、こういうものについての除染が非常に難しいという報告が今上がっています。こういうものも本来であればこのモデル事業の中に見つけてもらってきちんと除染ができるのかどうか、それあたりも村として検証していく必要があるんだらうと。その検証事業は恐らく国の方の立場ではやる。けれども、それとは違って私は村独自で厳しい検証を加えて村民の方に公開していく。この仕事が大切ではないかと思いますが、その辺の取り組みについて。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。それで、リスクコミュニケーションのメンバーの中に除染チームというのがあるんです。田中先生初め4名、その皆さんに多分村でお願いしているアドバイザーですので、私ら全く素人の素人ですから、そういう皆さんにも今回のモデル事業の検証、あるいはアドバイス、そういうものも国任せでは多分、国で考えている除染は、モデルは今公募して提案しています。その中で採用してやっていくということですから、それが田中先生初め4人の人が今村でお願いしてやっていますので、その皆さんに検証をお願いしたいとこんなふうに思っています。

7番（菅野義人君） 質問をかえます。ホームページについて。復興計画等の内容を載せる、載せたい、そういうことで更新を図っていきたいというふうなお話でございました。ホームページに対する批判というのは恐らく執行部の皆さんもご存じのように決まったものしか載せていない、それはそれでいろいろな協議会があつたり会議があつたり議会との関係があつたりして決まったもの以外のものを載せるというのは非常に難しいという部分もありますが、私はホームページ、今回の災害で多くの村民の方が今離れている、即情報が欲しい。そういう点で今村が出さなければいけないホームページというのは取り組みのニュースを載せるという取り組みだらう。お知らせ版をそのままホームページに載せても私は余り意味がないんだらうと思うんです。どっちみちホームページで公開されてから二、三日後に届きますから、それはそれで全く必要ないとは言いませんが、現在進行形の村の取り組みのニュースを載せていく、これが今のホームページに足りない部分なのではないか。そういう取り組みをするために30万円掛ける5ヵ月というお金を有効に活用できないだらうかというふうにご提案申し上げますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 栄君） ご指摘のとおり、懇談会の中でもそういうふうな経過をとというようなことでありましたので、どれだけできるかでありますけれども、なるべく今ご質問あったような内容で村としても取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

8番（大和田和夫君） 15ページの賃金であります。凍結漏水対策による賃金450万円何がし、

計上されております。これの具体的な内容をお知らせいただきたいと思ひます。

産業振興課長（中川喜昭君） 凍結漏水の部分の賃金でございますが、今避難されているという事で通常でありますと家にだれもいないという状況であります、ただ、見回り隊等、あとは一時出入りするという事で、水道についてはそのまま給水しているという状況でございます。これから寒さに向かひまして水道の凍結、凍結による漏水という部分の心配がされるという事でありまして、今後の対策ということでこれは計上させていただいておりますが、まずは避難中の冬期間の水道管の凍結、あと漏水の対策ということで一般村民の方々にはお知らせ版等でその管理をこのようにしていただきという形をお願いしております。その中で、日常的に出入りする方は水抜き栓といって不凍栓バルブという止めるものがあるんですが、それを止めることによって1ヵ所の蛇口を開けるとすべて水が土の中まで下がるというシステムになっておりまして、一時的にはそこで開け閉めをしてもらえればいいのかなという事でそのような管理をお願いしたいということがまずひとつお願いしてあります。ただ、まるっきりもう家の方には戻らないんだということであれば、その方については村の方で元栓、乙止といひますが、それをとめる作業もさせていただきますという事でお知らせをしております。

まずは今回の計上している部分では水道の状況でありますけれども、避難していても使っているような避難前と同じ状況だというのが毎月点検作業をしている中で出ております。どこか漏水をしている状況だということで、まずはその漏水調査をしていきたいということで、12月に入りましたらメーター検針をしていきたいということで、そのメーター検針の作業で一度メーターを見て、あと1ヵ月後にもう一度メーターを見てその家が漏水しているかどうかを確認するという作業で人夫賃金をとっております。あとは、漏水例えばしているというような状況でのメーター検針という部分も予備にとっておりまして、ここで180万円ほど予算をとっております。これは一応全戸数の1,100戸という全戸数の部分を計上しております。あとは止水作業ということで希望があればということで2分の1程度と考えまして72万円、あとは家庭でそれぞれ違うんですが、瞬間湯沸かし器、例えば完全にとめるといった方の家も湯沸かし器等もとめていただきたい、水抜きをしていただきたい。あとFS式の給湯器の水抜きもしていただきたい、エコキュートの水抜きもしていただきたいとお願いしておりますが、この予算の中では公営住宅の部分、なかなか公営住宅の方々は戻って行って作業はしてくれないだろうということで、公営住宅の部分もこの人夫賃金に上げているという状況でございます。そのような形で今回凍結漏水を防止する作業をするための人夫賃ということで450万円ほど上げさせていただいているという事でございます。

冬場、もし行かなくてそこで破裂をして漏水をしているような状況になりますと家庭内が多分多くなると思ひますので、そうすれば水難的な事故になってしまうという部分がありますので、自己管理ということでお願いをする一方、村としてのそのお手伝いをする形で業者等を使つての作業人夫賃ということで上げさせていただいております。以上であります。

8番（大和田和夫君） 今ガス湯沸かし器の水抜き、公営住宅についてということですが、水

抜きも含めての作業なんですか。

産業振興課長（中川喜昭君） 積算に当たりましては、先ほど言いましたメーター検針という項目、あとは乙止をとめる止水作業、あとは水抜き、給湯器、エコキュート、あとはガス湯沸かし器の給湯の水抜き作業も含めての計上という形になっております。

8番（大和田和夫君） この作業に当たりまして、村にある水道組合が携わるのか、それともだれがやるのか、その辺もお聞きしておきます。

産業振興課長（中川喜昭君） 一応内々的にはありますが、管工事組合の方にお問い合わせをしたいと思いますということでお話をしているところでございます。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号平成23年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

#### ◎休憩の宣告

議長（佐藤長平君） ここで、喫飯のため暫時休憩いたします。

開会は13時05分といたします。

（午後00時01分）

#### ◎再開の宣告

議長（佐藤長平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時06分）

#### ◎日程第5、議案第77号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例

議長（佐藤長平君） 日程第5、議案第77号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

10番（佐藤八郎君） この条例での対象者は村民全部ということでしょうか、その中で所得金額と減免割合の人数はどのぐらいに見ておられますか。

住民課長（大久保昌憲君） 村民税の減免であります。所得区分による対象者でございますが、500万円以下が現在の予定人数でありますけれども2,328人、500万円を超え750万円以下が81人、750万円を超え1,000万円以下が7人ということで現在試算をしているところであります。以上であります。

6番（佐野幸正君） 軽の農耕車は減免のようなんです、軽トラックも減免するという考えはあるのでしょうか。

住民課長（大久保昌憲君） 農耕用ということで、今回避難に当たって農耕用の小型特殊自動車については使用することができないというそういう判断であります。軽自動車につきましては使わない方もいらっしゃいますが、原則的には使える状態にあるということで多くの村民は軽自動車では引き続き使用されているということで、減免については考えておりません。

6番（佐野幸正君） 軽自動車はそうでしょうけれども、軽トラックに関しては普通使わない人が非常に多いのではないかとこう考えますので、その辺の考えを伺います。

住民課長（大久保昌憲君） 確かに使われていない方もいらっしゃいますが、原則的には使える状態にあるということでありますので、減免の対象としては考えておりません。

議長（佐藤長平君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤長平君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

議長（佐藤長平君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第10回飯舘村議会臨時会を閉会します。

皆様、ご苦労さまでした。

（午後1時09分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年11月2日

飯 館 村 議 会 議 長

佐藤長平

” 会議録署名議員

伊東 利

” 会議録署名議員

北山文子

” 会議録署名議員

佐野 幸正

○

( )